

新潟市教育委員会 令和元年5月 定例会会議録

日 時	令和元年5月30日(木) 午後3時30分			
場 所	白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄		出席委員	小野沢 裕 子
	上 田 晋 三			市 嶋 洋 介
	田 中 賢 一			渡 邊 純 子
	渡 邊 節 子		欠席委員	
	山 倉 茂 美			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	齋 藤 純 一
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	枝 並 素 子
	教 育 総 務 課 長	渡 邊 剛	中 央 公 民 館 長	浅 間 直 美
	学 務 課 長	高 橋 光 久	中 央 図 書 館 長	吉 田 英 津 子
	施 設 課 長	高 橋 裕 幸	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	佐 藤 夏 樹
	保 健 給 食 課 長	東 理 守	教 育 総 務 課 係 長	桑 原 勝 俊
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
	学 校 人 事 課 長	池 田 浩		
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之		
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長 補 佐	小 林 圭 一			
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (3件)	議案番号	件 名
	議案第8号	令和元年6月議会定例会の議案について
	議案第9号	新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
	議案第10号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
報告 (5件)	新潟市地域と学校パートナーシップ事業につて	
	平成30年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について	
	2020年度使用教科用図書に関する資料の作成について(諮問)	
	新潟市教科用図書審議委員の委嘱について	
	第二次新潟市立図書館ビジョン及び第三次新潟市子ども読書活動推進計画の策定について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

ただ今より、5 月の教育委員会定例会を開催いたします。

現在、報道はございません。なお会議中に報道関係者より、委員会の撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

では、そのように決定します。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に佐藤委員及び上田委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に日程第 2「付議事件」です。

はじめに、議案第 8 号「令和元年 6 月議会定例会の議案について」は、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開して審議します。

○教育長

次に、議案第 9 号「新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」及び議案第 10 号「新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」は、関連がありますので一括して審議いたします。中央図書館から説明をお願いします。

○中央図書館長

図書館から、「議案第 9 号 新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」及び「議案第 10 号 新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」を、一括してご説明します。

両付議事件とも、中央区入舟地区北部総合コミュニセンターの旧入舟小学校への改築移転に伴った、舟江図書館の移転に関するものでございます。移転後の位置につきましては、既に教育委員会 2 月定例会でご説明し、2 月議会で議決をいただいたところでございますので、今回は開館日と開館時間について何うものです。

まず付議 2 ページ、議案第 9 号 新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてですが、中ほどの 1 制定理由にあるとおり、2 月議会において、「新潟市立舟江図書館の移転」の規定が盛り込まれている「新潟市立図書館条例の一部を改正する条例」が議決されました。

その条例の附則の中で、規則に委任されていた施行期日について、このほど関係課及び業務等の調整が整いまして、開館日が 7 月 25 日と

確定いたしました。これを受け3ページのとおり規則で定めるものです。

続きまして4ページ、議案第10号新潟市立図書館条例施行規則の一部改正についてです。中ほどより下、2 制定内容をご覧ください。移転前は、開館時間を午前10時から午後7時としておりましたが、現在の利用状況を踏まえ、閉館時間を早め、午前10時から午後5時までと改めるものです。この件につきましては、地域の皆さまや関係課と協議を重ね、ご理解いただいたものです。

5ページ・6ページは一部改正規則及び新旧対照表、7ページに移転後の舟江図書館の概要をお付けいたしました。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○渡邊純子委員 付議7ページのところで、舟江図書館の概要のところですが、収容可能な冊数は以前より少なくなるということですが、これについては、どのように対処するというか、オンラインなどのシステムも維持するということが、どのように考えていますか。

○中央図書館長 延べ床面積が213㎡でございます。現在125㎡で12,000冊程度、閲覧・貸し出しを行っているところです。新しい施設になりまして、子どものためのコーナーであるとか、コーナーを充実させましたので、現在の冊数はほぼ保ったまま施設を充実させて移転するということがございます。

○市嶋委員 開館時間の変更があるということで、私の感覚では学生さんや社会人の方は平日働いている時間のみ開館ということなんですけど、もともと利用した方は主にどういった方かという点と、地域住民の方へのご説明はどういった場所でお伝えしたのかお聞きします。

○中央図書館長 平日夜間の利用者は主に平日働いている方が主だと思います。利用者アンケートを平成29年1月に実施いたしましたところ、平日の夜間利用者は83人中3人ということで3.6%でございました。また、実績におきましては、夕方5時から7時までの貸出冊数は実績で9人ということで、1時間あたり約4.5人ということで、日中よりも非常に少ない人数でありました。こちらの実績を地元の方々、コミ協の皆さまを始め何回も協議を重ねた結果、5時までという閉館時間でご了解いただきました。

地元の皆さまからは開館時間を早めていただけないかというような要望もございましたが、そのあたりは新聞を開館時間よりも少し早く閲覧する方向で話がまとまっておりまして、現在検討を重ねております。

○教育長 他にございませんでしょうか。

それでは、議案第9号及び議案第10号については、承認してよろしいでしょうか。

では、そのように決定します。

第3 報告

○教育長 続きまして、日程第3の「報告案件」に入ります。

はじめに「新潟市地域と学校パートナーシップ事業について」、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進 地域と学校パートナーシップ事業の取り組みにつきまして、ご報告を課長 申し上げます。

報告1ページをお開きください。ローマ数字の1, 2につきましては、事業の目的や概要でございますので、資料をご覧くださいということで替えさせていただきますと思います。

この1年間で大きく変わって点を中心にご説明させていただきます。ローマ数字3の30年度の総括をご覧ください。

ボランティア活動の数をあらわす述べ事業数は、前年に比べほぼ横ばいの52,440件、延べボランティア数は328,319人というような結果になりました。

また、最近は学校から地域に出させていただいて地域貢献をしていただく方が増えていますが、2番の地域貢献、各種団体との連携実績ということで、地域貢献活動を5つの分野を合わせますと約8万人の児童生徒が地域との連携協働に参加をしているということでございます。これは、地域コーディネータを配置しているすべての学校で地域貢献活動をしているということになります。また、学校の「ひと・もの・こと」を活用して地域の皆さまに学んでいただく学びの拠点づくりという活動もしておりますが、講演会、講習会、ボランティア活動のときの学びも含みまして26,756人の市民の方々に学校に来ていただいて学んでいただいているという成果が出ております。

続いて報告2ページをご覧ください。各種団体との連携でございますが、「学・社・民の融合教育」ということで、公民館、図書館それぞれ78%、47%と学校との連携が進んでいる状況になっています。また、昨年度はNPO法人や企業との連携も進み、NPOが47%、企業との連携が74%と高い数字が出ています。

続いて成果と課題を申し上げます。同じ2ページの中ほどをご覧ください。成果ですが、子どもにとっては、この事業が学力の向上、社会性の育成、自己肯定感の伸長につながりがあるということで、学校の先生方の意識調査からも結果が出ているところです。また、地域にとっては小学校であいさつ運動、交通安全運動、中学校では防災訓練や福祉への参画など地域に貢献するという取り組みや地域と交流する取り組みが増えてきております。また、③学校にとっては、地域住民と連携した取り組みが進んで各学校の地域の自然や文化など地域のよさや特色を学ぶ活動が進んでおります。社会教育施設等にとっては、先ほど申し上げましたが、公民館や図書館との連携が充実しております。

課題についてですが、特に①についてご説明したいと思います。学・

社・民の融合による教育による意義、そして学校と地域が連携・協働する意義というものは学校だけでなく、地域の皆さまにしっかりと理解していただく必要があると私たちは思っております。これが持続可能な事業として継続的に充実を図るものになるという風に考えておりますので、この点についてはより一層進めていく必要があると思っております。

先般、昨年度の教育委員会でもご報告がありましたが、新潟市では新潟市版コミュニティ・スクールの実施に向けて現在制度設計の準備を進めているところです。各校がコミュニティ・スクールを取り入れることができるようにするためには、このパートナーシップ事業の中で目指す子供像や地域の将来像を学校と地域が共有していく会をしっかりと設けて想いを繋いでいくことが重要であるという風に考えております。

以降、②から⑤については説明を割愛させていただきます。

続きまして、報告 3 ページをご覧ください。今年度の事業について、特に昨年度との相違点を中心にご説明をしたいと思います。

今年度の事業の概要ですが、「その学校らしさのための一層の重点化を目指す子供像を共有する話し合いを通じた役割分担」といたしました。先ほどご説明しましたが、地域と学校がどのような子どもを育てたいのか、どのような地域にしたいのか、このことをしっかりと語り合っていくことが重要であると考えております。これまで地域と学校パートナーシップ事業は拡大から持続へと変更し、現在学校にとって真に必要な活動を重点化していただいたり、学校の役割、地域の役割をしっかりと考えていただく役割分担を学校にお願いしているところですが、このためには地域と学校がしっかりと語り合う必要があると思っております。目標を共有するということを今年度の主体に考えているところです。また、この目標を共有する形、そしてその準備そのものが今後の新潟市版コミュニティ・スクールの実現に繋がっていくものと思っております。

具体的な方策を 7 点あげてございますが、例年とかわっているところは、①目指す子供像を共有する話し合いのために、今後、研修等で働きかけていきたいと思っております。続いて⑤、これまでもパートナーシップ事業のことについて、地域と学校ウェルカム参観日で周知を促していたところですが、今年度は地域と学校ウェルカム参観日をパートナーシップ事業の一つの部門として統合いたしましたので、より一層主眼性を高く進めていきたいと思っております。また⑦、これまでは小・中・中等教育・特別支援学校・夜間高校で実施しておりました地域教育コーディネータの配置でございますが、今年度は新たに万代高校に地域教育コーディネーターを配置をいたしました。これは、高等学校の学習指導要領に社会に開かれた教育課程の実現を明示され、地域との連携を高等学校でも進めるというような国の方策に沿う形になります。すでに万代高校では企業、あるいは大学という広い意味での地域との連携を模索した取り組みを進めようとしているところでございます。

続いて(2)地域教育コーディネーターの勤務になりますが、③の年間の勤務時間を若干調整させていただきました。これは大規模校のコーディネーターが非常に負担が大きくなっているという実態から小希望校のコーディネーターの時間を少々いただいて大希望校に振らせていただくという形をとっております。また、報告 4 ページの①、各学校への配当額ですが、逼迫した財政のもと若干減額をさせていただいて、現在小学校 8,000 円から高等学校 12,000 円までの配当額という、非常に厳しい状況ですが、このように配当させていただいているところです。

(4), (5)につきましては、本事業にかかる研修になります。ご覧になっていただければと思います。

拡大から持続へ、あるいは目標共有というスタンスを決めておるところでございますが、事業創設当時と理念や基本方針は変わることはないと思っております。私たちが持っているキャッチフレーズは、「学校が元気に、地域が元気に、そして子供が元気に」です。この姿を目指すことは変わりありません。今後ともこのように進めてまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○教育長

ただ今の報告にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○渡邊純子委員

(2)の地域教育コーディネーターの賃金についてお伺いします。

1 校当たりの年間の時間数は、大規模校の時間を増やしたということで、それは良いことだと思っております。

コーディネーターの複数制の奨励が(1)のところになりましたが、(2)のところ複数配置の学校には年間 25 時間追加配当ということですが、この 25 時間はこういった試算ですか。

○地域教育推進
課長

複数配置ということになりますと、それぞれの複数のコーディネーターが情報交換をして、そして自分の役割や立ち位置をその都度確認する必要があると考えておまして、それをならずと月 2 回程度の打ち合わせ会を持っていただくということを想定しております。本来ですとよりたくさんの時間を配当させていただきたいところですが、現在の財政状況を踏まえましてできる限りたくさんの時間ということで、この 25 時間になりました。

○教育長

他にございますでしょうか。

○山倉委員

コーディネーターは地域の中心となって、繋いでくれる役割をしてくださって本当に助かるのですが、大変だなといつも思っております。

ずっと続けていらっしゃる方も沢山いらっしゃるのですが、13 年たった中で入れ替わりは結構ありますか。

○地域教育推進
課長

コーディネーターについては、年数制限や年齢制限はありませんので、コーディネーターの意向というよりは、推進会議という会議の中で翌年どなたにお願いするかということを決めていくのですけれども、少しずつではありますがコーディネーターの方の世代交代が進んでいるとこ

ろです。当初からやられている方もまだまだいらっしゃいますし、5.6年あるいは2,3年で交代されている方もいらっしゃいます。

○教育長

他にございますでしょうか。

○佐藤委員

この事業にはすごく期待していて、好きな事業です。毎年同じようなことを言っているようで申し訳ないのですが、今回特に語り合うことが重要ですというお話の中で、語り合うメンバーの中で、やはり保護者が重要だと思うのですが、(1)に⑦まである中で保護者が出てきてないのですが、その辺の位置づけはどういう風に考えていらっしゃいますか。今日の資料には保護者という言葉がほぼない状態なのですが、どういうふうに捉えたらよいのでしょうか。

○地域教育推進
課長

先般も、保護者の方も地域の方も一緒であるという捉えでお話し申し上げたこともあるかと思えます。①の目指す子ども像を共有しあう話し合いの対象は、私たちは保護者の方も含むべきと考えております。このパートナーシップ事業もその学校の在り方を話し合う推進会議という会議がございますが、推進会議の構成メンバーは地域の皆さまの他に必ず保護者の皆さまにも入っていただくというふうになっています。保護者の皆さんからも入っていただきながら地域の役割、学校の役割、そして保護者の役割ということを含めながら相談をしていただきたいと思いますし、保護者の皆さんの関わりも重要であると認識していますので、その点についていただいたご意見をもとに、今後の研修、あるいは会の進め方等の指導・助言をしていきたいと思えます。

○佐藤委員

(1)の⑦に高等学校の件がありますが、今までなかったようですが、出てきていて、万代高校にコーディネーターを配置するということはすごくいいことだと思うのですが、現実的には県立の高校が地域にあって、そこの連携、連携していかなければならないと思うのですが、それについて現段階では新潟市立とこういうふうにやりとりを考えているとか、この先こう考えているとか、何かしら今後の展開を考えているのであれば教えていただきたい。

○地域教育推進
課長

まず、パートナーシップ事業ではございませんが、今年度、南区が区づくり予算を通じて県立高校にコーディネーターを導入したというふうに聞いております。白根高校です。白根高校のコーディネーターとは事業は違いますが、研修等で交流をしましょうということで、先般私たちの研修にもコーディネーターさんにおいていただいて情報共有をさせていただきました。

他の県立高校への働きかけについては、財務当局を含めて県立高校との、あるいは県とのやりとりをしっかりとるようにと話をもらっていますので、現在県の生涯学習推進課とはこの件について情報共有を図っているところでは。

県としても予算の問題もありますし、報酬の問題もありますので、すぐにはどうなるかはわからないのですが、私たちは情報提供と一緒に進め

ていきませんかということの働きかけは今後も続けたいと思っています。

○佐藤委員

相手があることですので、今のお話のとおり一足飛びにはいかないと思いますが、是非その夢というか、共通のビジョンをもって頑張ってください。

○地域教育推進
課長

はい、よろしくお願いします。

○教育長

他にございますでしょうか。

○田中委員

成果の①のところ、子どもにとって学力の向上、社会性の育成、自己肯定感の伸長に大きなつながりがあるとありますが、これについては、本日の会議でもお話があるようですが、第4次実施計画の中の大事な柱にもなっているわけですね。

このパートナーシップ事業が始まってから13年という月日のなかで新潟市の子どもたちの自己肯定感、そして一人一人のやる気とか社会や周りの人に対するものの見方というのが本当に豊かになっていると思います。

財政は非常に厳しい中で予算を付けていただき、13年続けてきているというのは本当に素晴らしいと思いますし、どこの政令市に行っても胸を張って言える事業だと思います。

ぜひ、そういう意味で令和という新しい時代に入っていくうえにおいて、より一層学校への支援をしっかりとお願いしたいと思います。

○教育長

他にございますでしょうか。

○渡邊節子委員

今年度の事業のところのポイントである一層の重点化ということがこれから持続させていくために大事なんだろうと思います。

重点化するということは、どこにポイントを絞るかということだと思うのですが、それを進めるプロセスというものは、校長先生が中心となってセレクトしていくというイメージでしょうか。重点化する作業がポイントで難しい作業かなと思って、イメージがないので教えてください。

○地域教育推進
課長

重点化のキーになるのは、各学校がどのような子どもたちを育てたいかという教育ビジョンになると思います。各学校は教育ビジョンを設けていまして、どこにどのように力を入れるかを明示します。その中で地域連携をどの部分にするか、どこに価値があるかということは、学校の文化や地域性がありますからまったく違います。その部分から、校長先生方からはセットしていただいて、うちの学校はここに力をいれましょうとか絞っていただくという作業が重点化と思っています。重点化の仕方については、校長研修等でご説明差し上げたり、地域教育コーディネーターや学校担当者の教員の皆さんにお伝えをして研修を進めてくださいということで、お話をしているところです。確かに難しいところもあるのですが、その学校らしい学校運営をしていただく中で、地域連携のやり方を検討していただくものと理解しています。

○教育長

他にございますでしょうか。

この件については、以上とさせていただきます。

次に、「平成 30 年度体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について」

○学校人事課長

「平成 30 年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要」について報告します。報告 5 ページをご覧ください。

体罰調査は、平成 24 年度文部科学省が全国の教育委員会に調査を指示で行われました。文部科学省が全国を対象として行った調査は、この年 1 回限りでしたが、翌年から体罰の未然防止の点から、市独自で調査を継続し、文部科学省の調査と合わせて 7 回目です。

調査対象者は記載の通り市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校の児童・生徒、保護者及び教職員全員となっております。また、調査期間は、平成 30 年度の 1 年間です。事実関係の把握と判断方法については、「体罰等を受けた」「体罰等を見た」「体罰等を行った」と記載され、学校が体罰等の可能性があるとして報告した事案について、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い、事実関係を把握した上で判断をしました。

新潟市教育委員会では、平成 28 年度に新潟市西区の小学校で発生した学級担任による児童への不適切な発言を受け、体罰等に関する懲戒処分の見直しを行い、その結果、それまで「体罰等」でひとつにしていたものを、「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に分け、処分の基準等を明確にしました。

「体罰」とは、幼児児童生徒に指導すべき点があり、その指導に際し、暴言などの人格否定、身体に対する侵害行為や肉体的苦痛を伴う罰を与えた行為、また、「不適切な言動やいじめへの加担等」とは、幼児児童生徒に指導を受けるべき点がないにもかかわらず、暴言などによる人格否定や精神的苦痛、身体に対する侵害行為や肉体的苦痛を与えた行為としています。

4 の調査結果の表では、「体罰」が①、「体罰ではないが適切さに欠ける指導の数」が③、「教師による不適切な言動やいじめへの加担」が②、「教師による不適切な言動やいじめへの加担ではないが、不適切な対応の数」を④として整理してあります。

()内の数字は、平成 29 年度調査結果です。表について説明をします。今年度は、教育委員会への報告の合計数が、昨年度の 17 件から 15 件へ 2 件減りました。内訳については、①と②の合計が、昨年度の 6 件から 10 件へ増加しています。特に不適切な言動及びいじめへの加担等の数が増えていることが今年の特徴と言えます。具体的には、かっとなつて行きすぎた指導を行ったものも依然としてありますが、自身の指導力不足を不適切な強い指導で押さえ込む事例が目立ちました。

なお、教育委員会に報告された事案への対応については、「体罰」又

は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当てはまると判断した事案
上記 4 の①, ②の 10 件については, 教育委員会が当該職員に対して
処分を行いました。

10 件のうち, 懲戒処分であった 1 件の内容は, 授業中に自分の容姿
を揶揄された教諭が, 生徒の腰部を壁面に打ちつけ, 土下座を強要した
事案です。この件では, 本人は減給 1/10, 1 月, 校長も管理監督責任
として, 訓戒処分, 口頭注意を行いました。

9 件の訓戒処分には, 小学校は学級での指導中, 中学校は部活動での
指導中が多く, 厳しい叱責や暴言を吐いたりしたという事案でした。

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当てはまらない
と判断した 5 件, 上記 4 の③④については, 指導や対応に適切さを欠
いているため, 管理職が当該職員へ指導を行いました。

体罰等の防止に向けた今後の取り組みについては, 報告にあるとおり,
体罰等の未然防止に向けて教職員に対する研修の充実, 具体的には
研修資料の改訂等含めて充実に図り, 生徒指導における教職員の協
力体制の強化を図ったり, いかなる理由があろうとも体罰等は許され
ない非違行為であることを指導徹底していきます。また, 体罰等の未
然防止及び適切な対応に努めるとともに, 一層の学校体制の強化を進
め, 体罰等を許さない, 見逃さない教職員の意識向上を図ってまいり
ます。

なお, この件については, 本日, 報道発表する予定となっております。

○教育長 ただ今の説明にご意見, ご質問等がありましたら挙手をお願いします。
す。

○小野沢委員 不適切な言動及びいじめへの加担等の数が増えている部分が気にな
りますが, 今のご説明では管理職がその教員に指導を行ったというこ
となのですが, これを受けた子どもたちというのはどのような状況にあるか
という調査は行われているのですか。

○学校人事課長 報告があったものについては, 事実を確認し, 保護者にも事実を伝
え, 該当教諭の謝罪であるとか, また, 学校における改善策の提案, そ
して, 管理職のその後の関係の修復であるとか聞き取りについて行っ
ています。

○小野沢委員 その後はどうなりますか。

○学校人事課長 すべての件が関係修復されたわけではありません。やはり子どもたち
の中には, 謝罪を受けてもなかなか受け入れられないということもあり
ます。

○教育長 他にございますでしょうか。

○上田委員 このアンケートにある体罰などは, 例えば, 体罰とか不適切な言動, い
じめ等は, そのことがあった後にすみやかに連絡があったのか, それと
もこっちからどうですかと聞いたときに, こういったことがありましたとか,
後で報告があったのか, どの辺はどうなのでしょう。

- 学校人事課長 事案が発生したときに、すぐに保護者から学校へ連絡があったり、該当の教諭から管理職へ報告があって、すぐに対応したものもありますし、中には調査によってそのことが分かり、調べた結果、そこから事実確認が始まったものもあります。
- 教育長 他にございますでしょうか。
- 渡邊純子委員 私も同じ質問ですが、不適切な言動及びいじめへの加担等は、中学校が多くあると思いますが、差し支えなければ、その内容というか、例えば先ほども出た部活ということもありましたし、どのようなことでそういった件数が増えているのか知りたいと思います。
- 学校人事課長 懲戒処分になったものについては、公開をすることが原則となっておりますが、訓戒処分のものについては、あまり細かく言うと学校が特定されることになるので、概要をお話すると、その場で注意して終わっているはずのことをまた翌日蒸し返したり、これは翌日に言われるような必要も指導の一環ということではなく、生徒に非があったとはいえ、翌日まで指導されるようなものではないということで不適切な言動で、体罰ではないというふうに分けています。そういったものがあつたということです。
- 教育長 他にございますでしょうか。
- 市嶋委員 数字だけみると事案が増えているということで気にはなつたのですが、これは言い換えれば、しっかり報告をするという意識が上がつた結果、こういう一部報告が増えているということもあるのかと考えると、一概に悪化したというものでもないのかなと思うのですが、当然、起きてしまったことに対する処分というのは、ルールで決まっている部分はあるのですが、少し学校側が報告しづらいというか、上げてしまうと処分があるので躊躇してしまうという形にならないように未然に処分にならない段階で報告とかを受けられるような報告を正しい行為なんだよということをしっかり進めて、早めに見つかればそれに越したことはないと思いますし、対応もできると思いますので、報告を上げやすい雰囲気を作っていただきたいと思います。
- 学校人事課長 はい、ありがとうございます。数には表れない傾向であるとか、分析はこちらでも考えています。以前からありますが繰り返し行う教員もいますので、管理職はしっかり対応しますし、初めてという教員もいるので、繰り返さないようにであるとか、1件1件詳細にみながら未然防止、再発防止をしっかりと指導できるように現場と連携していきたいと思います。
- 教育長 他にございますでしょうか。
- 渡邊節子委員 今のことに関連して高校は数が少ないのですが、昨年も1件、今年度も1件あります。④に当てはまるものがあるようですが、このあたりはどのように分析していますか。どのように捉えていますか。指導が難しいケースがあるからゆえにということなのか、そのあたり何かあつたら教えてください。
- 学校人事課長 これまでも市立高校でもいくつかの体罰や不適切な言動がありました

が、特に高校に顕著な例はないように思います。ただ、高校の先生の中には生徒が大人に近いというか、精神的にも自立しているので、つい頭ごなしにというか「これぐらい言っても大丈夫だろう」というような傾向は指導のなかでもあります。逆に義務教育ではもしかしたら上がってくるような事案でも受け取る側がそうとらないで上がってこない事案ももしかしたらあるのかもしれないですし、高校生であっても園児であっても小学生であっても生徒を人格のある一人の人間であるというふうに校種を問わず指導していかなければいけないと思います。

○教育長

他にございますでしょうか。

○田中委員

教育委員会への報告数は、課長のお話しにもありましたように、昨年から比べれば2件減ということでありましたけれども、しかし中身をみると体罰の数は昨年度と同数、不適切な言動及びいじめへの加担等の数は昨年の3倍にもなっています。28年にありました西区の小学校の事案を考えますと、いじめへの加担ということで新潟市内の学校は非常に重く受け止めて、文科省からも調査がありましたし、子どもたちを指導する立場の教育者として、襟を正してしっかりやっという雰囲気がありました。

しかし、30年度においてこういう数値をみたときに、のど元過ぎればなんとかではないけれども、もっともっと学校現場の先生方一人一人がきちっと子どもたちを目の前にしたよりより対応をしていく必要があるのではないかと思います。

今後の取り組みで、先ほど課長は、教職員に対する研修の充実ということで研修資料の改訂とおっしゃいましたが、具体的にどのように改訂していくのか、あるいはその後の協体制の強化とありますが、どのようなことを考えていますか。

○学校人事課長

今改訂作業の途中ですが、例えばアンダーコントロールという心の問題に目を向けたりであるとか、周りがどう止めていくのかという周囲との関わりを組織としてどう作っていくかであるとか、非行為を生まない組織づくりであるとか、心の持ち方であるとか、事例ごとにはなかったような視点を加えていこうと考え準備しているところです。

○教育長

他にございますでしょうか。

○小野沢委員

アンダーコントロールということがありましたけど、自分で子育てをしているときのことを考えると、どうしても周りに手を差し伸べてくれる、見てくれるという安心感がないと、それがないとどんどん一人で孤立してしまうような傾向があると思います。それを考えると学校の先生方の中のコミュニケーションというか、何かあったときに弱音を吐けるような、相談に乗れるような学校内の先生方の環境づくりも力を入れていただけないなと思います。

○学校人事課長

風通しの良い職場、また大きな事案があったときに、職員に聞くとなんとなく気づいている職員もいたりしますが、それを言えないという事例も

ありますので、何でも働き方改革ではありませんが、教務室にゆとりがあったり先生方の仕事がゆったりと、雑談もできるような関係づくりも資料の中に加えていきたいと思えます。

○教育長

他にございますでしょうか。この件については、以上といたします。

次に、「2020 年度使用教科用図書に関する資料の作成について」、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

本日の定例会を受けて 6 月に入りますと、教科用図書審議委員会が行われます。その際に教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明いたします。

報告 6 ページをご覧ください。諮問事項については、2020 年度使用教科用図書に関する資料の作成についてです。諮問理由は、2020 年度使用教科書の採択について、市立小学校は全教科の採択、市立中学校、中等教育学校前期課程は道徳科を除いた採択、及び特別支援学校・学級用一般用図書の採択の適正な実施を図るために、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。

教科用図書の採択基準ですが、ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択します。小学校においては 2020 年度に使用する教科用図書及び中学校、中等教育学校前期課程において 2020 年度に使用する道徳科を除く教科用図書については、「小中学校用教科書目録」に記載されている教科書のうちから採択します。

新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること、新潟市における学校教育の重点を各教科のわたって明確にとらえること、県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、各教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成することをお願いします。

イの方ですが、特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができます。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択します。これが教科用図書審議委員会において、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問いただく内容でございます。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問ございましたら挙手をお願いします。

特にございませんでしょうか。

それではこの件については、以上とさせていただきます。

次に、新潟市教科用図書審議委員の委嘱については、個人情報を含む個別事案であることから、非公開としたいと思えますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

それでは公開案件の終了後、非公開案件として再開し、報告をいたします。

次に、「第二次新潟市立図書館ビジョン及び第三次子ども読書活動推進計画の策定について」、中央図書館から説明をお願いします。

○中央図書館長

第二次新潟市立図書館ビジョン及び第三次新潟市子ども読書活動推進計画の策定について報告いたします。今回は両方の計画につきまして、体制及び今後の予定などを報告させていただくものです。

まず図書館ビジョンです。報告資料の9ページでございます。資料にはございませんが、はじめに図書館ビジョンの概要について口頭でご説明いたします。私ども図書館では経営理念を「心豊かな都市(まち)づくりを支える 市民の身近な学びと情報の拠点」といたしまして、四本の柱「課題解決型図書館」「分権型図書館」「学・社・民融合型図書館」「パートナーシップ型図書館」を目指す図書館像といたしまして取り組んでいくための各施策・事業計画でございます。

それでは資料の1計画策定の趣旨ですが、平成22年度から10年間の第一次計画を策定し、後半の5年間の後期施策・計画が今年度で終了することから、第二次のビジョンを策定するものです。2計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。3の体制及び4のスケジュールですが、策定にあたりましては、今年度までの施策・事業を、図書館で利用者満足度調査等も行いながら評価・分析し、素案作成を行ってまいります。その後、各区の各区図書館協議会及びパブリックコメント等で意見を聴取し、3月の策定を目指してまいります。

次に、第三次新潟市子ども読書活動推進計画についてです。報告の10ページでございます。

まず、この計画の概要をご説明いたしますと、国の「子供の読書活動の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務として、すべての子どもがあらゆる機会・場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動の推進に関する施策の策定及び実施が定められているところでございます。

1の策定の趣旨にあるとおり、新潟市ではこれに基づき、平成22年に「子ども読書活動推進計画」を策定し、以降5年ごとに計画を策定、現在の第二次計画が今年度で終了することから、令和2年度から令和6年度までの5年間の第三次計画を策定するものです。現行計画の成果と課題を踏まえながら、新潟市のすべての子どもたちが読書習慣を身につけることを目指して策定してまいります。2の計画の範囲、3の期間は記載のとおりです。4の策定体制ですが、恐れ入りますが裏面となっております。上段の図の中央、市役所内の関係課・機関で組織する庁内推進会議が中心として、有識者会議、パブリックコメント、各区図書館協議会で意見をいただきながら進めてまいります。有識者会議の委員の皆さまは下のとおりでございます。10ページに戻っていただき、5のスケ

ジュールは記載のとおりでございます。両計画ともパブリックコメント募集の際に、改めて委員の皆さまに計画案をご説明させていただく予定です。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問ございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。
それではこの件については、以上にいたします。

第4 次回日程

○教育長

続きまして、日程第4回次の日程について教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

6月につきましては、6月28日の金曜日、午後4時から、7月につきましては、7月26日の金曜日、午後2時から定例会を予定しています。

第5 定例会閉会 ・ 第6 協議会

○教育長

これで定例会を一旦閉会し、日程第6協議会に移りますが新潟市教育ビジョン第4期実施計画(案)については、6月議会において報告をする案件となりますので非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

それでは非公開案件として再開し審議をいたします。

第7 公開終了

○教育長

これで公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第8 付議事件

○教育長

これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

はじめに、議案第8号「令和元年6月議会定例会の議案について」、教育職員課から説明をお願いします。

○教育職員課長

付議1ページをご覧ください。議案第8号、令和元年度新潟市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、来年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、教職員人事給与システムを改修するための委託費を新たに計上するものです。

会計年度任用職員制度の概要については、先程の会議のその他案件で説明いたしました通りです。この新しい制度は、臨時職員の勤務条件の変更に伴うことから、職員組合と交渉を重ねてきました。このたび勤務条件の大枠が妥結され、システムを改修する内容も固まったため、このタイミングでの予算計上になりました。

システム改修の内容ですが、これまで別のシステムで運用していた臨時職員を、正規職員と同じシステムで運用するために必要な改修を行うもので、正規職員と勤務条件が異なる部分の改修が中心となります。例えば、これまでシステムで管理をしていなかった休暇の管理や、新たに支給対象となる手当の設定をはじめ、その改修は人事管理や給与管

理, 福利厚生管理の各機能全般にわたる予定です。

約 1,000 人の臨時職員がこのシステムに乗り換えることになりまして、その中で一番多い職員については特別支援教育の支援員で 360 人程度の規模となります。なお、現行のシステムを稼働させながら必要な改修を行っていきますので、テストや検証に時間をかけ慎重に行う必要があることから、システム改修は 2 年間かけて段階的に行います。ただし、新制度に基づく給与は、来年の 4 月から支給しなければならないので、来年 4 月以降に支払う毎月の給与に関する部分は今年度中に、そして来年 6 月以降に支給する期末手当や、来年 12 月に行う年末調整に関する部分は来年度というように、実際の給与支給に影響が出ないよう段階的に改修いたします。

予算の補正額は、2,000 万円で、うち 900 万円を繰越明許費として設定し、翌年度に繰り越します。

説明は以上です。

○教育長

ただ今の説明に質問、意見のある方は挙手をお願いします。

ございませんでしょうか。

それでは、議案第 8 号について、議案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

第9 報告案件(非公開)

○教育長

続きまして、報告案件に入ります。

新潟市教科用図書審議委員の委嘱について、学校支援課から説明をお願いします。

「新潟市教科用図書審議委員の委嘱」について報告

第10 定例会閉会

○教育長

これで定例会を閉会し、協議会に移ります。

第11 協議会

○教育長

新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画(案)について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

新潟市教育ビジョン第4期実施計画策定にあたり、市民の意見を参考にするため、パブリックコメントを実施いたしますので概要を説明します。

最初に、第4期実施計画(案)について、進捗状況を報告します。お手元の資料「新潟市教育ビジョン第4期実施計画(案)」をご覧ください。この資料は、7月8日から行うパブリックコメントの資料と同じものです。

第4期実施計画の策定については、3月定例会において、7ページまでは、お伝えしていますが、今回、2点変更があります。

6ページをご覧ください。

1点目は、学びの基盤を固める2つの視点のうち、一つ目の視点についてです。前回は、「誰もが安心して学べる環境整備を進めます」として

おりましたが、今回、「環境整備」を「環境づくり」に改めました。この視点は、ハード面とソフト面の両面から、誰もが安心して学べるようにしていこうというのですが、「環境整備」という言葉が、ハード面のみを連想してしまうため、「環境づくり」としました。

2点目は、ただ今の視点を含め、学びの基礎を固める2つの視点にも説明文を加えたことです。特に、1つ目の視点「誰もが安心して学べる」という部分が伝わりにくいということから説明を加えました。

次に、8ページから10ページをご覧ください。

8ページの表は、第4期実施計画における基本施策と施策を一覧にしたものです。5つの視点を実現するための施策には網掛けをしてあります。

第4期実施計画では、中心的な考え方に迫るため、施策の精選・重点化を行いました。また、働き方改革の観点からも、施策を減らす方向で検討を進めました。

基本施策は、13施策から12施策としました。基本施策13の各施策を整理したり別の関連施策と統合したりするなどして、基本施策13を廃止したためです。

施策については、統合や、一定の成果を上げた施策の廃止を進める一方、5つの視点を実現するための施策の新設や整理を行いました。現在のところ、施策数は、現行の54施策から36施策となっています。

9ページからは、各視点を実現する重点施策をまとめてあります。5つの視点において、各施策がどのような意味合いを持つのか、解説も加えてあります。

たとえば、(1)の新潟市の教育を推進する3つの視点のうち、一つ目の視点、「これからの社会で自信を持って自己実現していける子どもを育てます」では、子どもの自己肯定感を高めることと、その上で、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育てることをねらっています。

子どもの自己肯定感は、特別な事業で実現するものではなく、日頃の学校生活や学習活動の中で、周囲の温かい目に見守られながら、繰り返し物事に挑戦し、自分の成長を振り返ることで育まれるものととらえました。そこで、視点1の重点施策では、施策1-2において、互いに認め合う温かな学校・学級づくりを行い、施策1-1において、新学習指導要領の趣旨を生かした取組を行うことで、子どもの自己肯定感を高めていきます。その上で、施策1-3、3-2、3-3を通じてこれからの社会を生き抜くための資質・能力を育てていきます。

同様に、他の4つの視点についても、解説を加えています。

次にパブリックコメントの実施について説明します。

お手元の資料の1枚目、「新潟市教育ビジョン第4期実施計画(案)について」をご覧ください。項番1に記載のとおり、実施期間は7月8日(月曜)から1ヶ月間です。パブリックコメントに関する資料は、項番3に記載

のとおり、市政情報室をはじめ、各区役所、市内教育関係施設を配布、閲覧、提出場所としております。

なお、今後のスケジュールですが、8月定例会では、パブリックコメントの中間報告として、いただいたご意見をご報告いたします。

その後、教育委員会事務局内でご意見についての考え方を整理し、9月定例会で報告いたします。

第4期実施計画は、いただいたご意見についての考え方を計画案に反映させ、さらに、各施策に結びつく事業とその指標を追加し、12月定例会において最終版をお示しする予定です。

説明は以上です。

○教育長

ただ今の説明のご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

○市嶋委員

配布先に、親に関係するPTAとかは含まないのですか。

○教育総務課長

直接そういったところにお送りはしていませんが、我々へそういったお話があればお送りしてご意見を伺うことにしています。あらかじめお送りするといったことは予定していません。

○市嶋委員

出張所とか図書館よりは、親がよく目にするところにもあってもよいのかと思います。自分から取りに行けるホームページであったり、地域総務課だけでなく。

○教育総務課長

そういったお話があれば、私どものほうからお送りします。

○佐藤委員

関連ですが、パブリックコメントに限らず今までをみると、個人的な感想というか、わりと行政関係もしくは教員OBの方なのか、割と意見をいただいていると感じています。パブリックコメントをしているという今のやり方でよいのかということも以前にも申し上げたような気がするのですが、ホームページからもダウンロードできるようにしましたとか過去よりも良くなってきてはいるんだけれども、意見を広く募集したいのであれば、積極的にこちらから意見を出してくれそうな団体であるとか、企業を一本釣りとかはあまり良くないとは思いますが、何かしらの団体宛に配布してくださいとか、一步踏み込んだやり方にした方がいいのではないかと思います。これだとまた同じような結果になるのではないかなと思います。来る意見が広く民間に募集したところ、どうしようもない意見が集まりすぎて大変なことになるのかもしれませんが、そうでないといけないのではないかと思います。例えば、私が所属している経済同友会であれば教育問題に関する委員会もありますし、そういったところに所属している企業やメンバーの皆さんに、こういうことをやっているから、まずは読んでもらって意見があったら出してもらいたいということを積極的に持ち出してもいいような気がしています。

○教育総務課長

配布は別として、今予定しているのはこちらに記載のとおりですが、もちろんそういったお話をいただければ我々の方から部数をお送りするなどして見ていただくのはできると思います。パブリックコメントの枠の中でやっていく形でしたが、そういったこともできると思います。

呼びかける先や配布・閲覧場所を拡充していくかどうかについては、どれほどのところに広げていけばよいのかということを検討しなければいけないところだと思いますので、今後勉強させていただきます。

差しあたって、今回そういったお話があれば私の方から資料をお送りしたいと思います。

○佐藤委員 私たちが積極的になれば、積極的になってくださるということでしょうかね。

○上田委員 もう一つ検討することとして、差しあたって色々な人にこの第4期実施計画を理解していただきたいし、その中で質問などがあれば受けようにしていきたいと思います。

市P連の総会が6月29日に行われる予定になっていて、少なくともそこでこういうものがホームページで閲覧できて、意見を募集しているというアナウンスくらいをもしできるようだったらしていきたい。

7月8日から8月7日の期間というのはそんなに活動をしていないかもしれませんが、事前に呼びかけるのも一つの方法かなと思います。

○教育政策室長 6月の終わりにPTAに総会があることは分かっておりまして、チラシがありますので、それを使ってアナウンスをしようと思っています。

○佐藤委員 今チラシという話がありましたが、ホームページをみれるようなQRコードを付けたほうがよいと思います。

○教育政策室長 QRコードもついています。

○渡邊純子委員 第4期実施計画の中心的な考え方が「これからの社会をたくましく生き抜く力を育成する」とありますが、その「たくましく生き抜く」という表現が下に色々書いて説明されているのですけれども、私の理解不足かもしれませんが、何度でも学びに向かう意欲とか、失敗を恐れずにチャレンジするとか、あまり不適切な言葉を使わずにこういった表現になったのか、何か意図的なものを感じまして、その根拠を教えてくださいませんか。

○教育総務課長 「たくましく」という言葉については議論を重ねました。その中で、子どもたちに向かって使う言葉としては一般に使っている言葉だと思います。市民の大人に対してはあまり使わない言葉なんじゃないかなということもありましたが、その中で、ここに書いてある通りですが、何度でも学びに向かう姿勢というのはいくつになっても持ち続けるというのが大事なのではないかということで、議論する中で言葉として「たくましく生きる」という言葉で収めたということです。ビジョンの作成のための推進委員会で識者の人も交えて議論したところです。

○渡邊純子委員 自己肯定感を持つ子どもを育てるということは以前から基本計画にもありましたが、これからの社会ということでそれに通じる言葉がどれなのかなということが疑問だったのですが、どちらかというと個性を伸ばすとか、世界で誰もやっていないことを目指すとか、そういう言葉が極端かもしれませんが、あまり入っていないようでしたので、そのような議論があっ

たのでしょうか。

- 教育総務課長 これからの社会を与えられたものとするか自分から切り開くかという意味にもなってくるのだと思うのですが、こちらにあるような形で人口減少や高齢化、あとはグローバル化の進展ですとかある程度与えられた部分もありますが、そういった中で切り開いていく部分、一人一人がやっていく部分でそれによって出来上がる社会もあろうかと思えます。そこも含んでの考え方ですので、広い意味で捉えていただきたいと思います。
- 渡邊純子委員 パブリックコメントに色々期待したいなと思えます。
- 渡邊節子委員 このパブリックコメントの実施計画で先ほどアナウンスということがありましたが、こういった場所で配布・閲覧できるというアナウンスは具体的にはどのような形になっていますか。
- 教育総務課長 ホームページや市報で出していきます。
- 渡邊節子委員 区役所などにいったときに、知らないで行った人がふと目に入るようなものはあるのですか。
- 教育総務課長 窓口に置いてあります。
- 渡邊節子委員 目にして、「こんながあるんだ」ということで持っていきような雰囲気ですか。
- 教育総務課長 はいそうです。
- 田中委員 先ほど佐藤委員がお話しされていた内容は、以前にも同じことを言っていたと思うのですが、新潟市が教育ビジョンを大きく変えていく令和という時代に向けて、新潟市の教育コミュニティスクールを念頭に置きながら大きく変わっていくんだよということを積極的にアピールする必要があるんだろうと思います。そうした中でホームページはもちろん、ただ並べておいて「ここにあるからみてね」では弱いんだろうと思います。これだけ本気になって新潟市は今やっているんだと、だから地域の皆さん、色々な関係者の皆さん、是非ご意見いただきたい、ということをもっと熱意をもってアピールできるようなそういう作戦を考えたらいいのではないかと思います。具体例がなくてすみません。
- 教育総務課長 区の自治協などでもこういうのをやりますということでアナウンスしますし、なるべくそういった紹介できるチャンネルがあれば私どもの方でも極力出向いて行ってお話をさせていただこうと思っています。
- 田中委員 この教育ビジョンをかなり時間をかけて読ませていただきました。内容をみると、第3期の達成状況をしっかり把握しながら、中教審の答申であったり、国の第3期教育振興基本計画であったり、あるいは教育委員会各課のこれからの色々な計画を含め、そしてさらに社会教育委員会会議での建議も踏まえてよく作られているんですね。よくできているなと思いました。私がみている限りでは誤字・脱字は一つもなかった。これだけの分量で一字もそれが無いのはすごいことだと思います。それぞれの課で責任をもって何度も何度もみたんだろうなと思いました。大変素晴らしいです。

この1枚ものの「第4期実施計画(案)」についてご意見を募集しています」というのをご覧ください。1行目の「今年度で新潟市教育ビジョン第4期実施計画の計画期間が終了する」とありますが、これは「3」の誤りですよ。

○教育総務課長 私が説明の前に申し上げるのを忘れていました。

○田中委員 文脈をみていくと、「第3期実施計画を終了することから、これまでのビジョンの基本構想とか基本計画を原則的に継続する」という文章の流れはちょっとおかしいですよ。これまでの基本構想や基本計画を継続するという文章はここだけにしか出てこないの、これは入れない方がいいと思います。

○教育総務課長 そこは統一がとれていなかったもので、修正します。

○佐藤委員 マインド的な話なんですけれども、最初に田中委員がおっしゃったところの、令和、これからの時代のための新しい教育ビジョンというところの、そういう思いがこもった問いかけの文章にさせていただくと、良い意見もでてくるのかなと、今聞いて感じました。事務的で今のが終わるから、また次のを作るので見てください、ではなく期待を持ってもらえるようにした方がよいのではないのでしょうか。

○教区総務課長 新しい、これからの時代のものですといったところを工夫したいと思います。

第12 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 佐藤 久常

署名委員 上田 晋三